

耐震診断結果の報告書の記載要領（第4面）

(第4面)

イ 耐震診断の実施年月日

耐震診断業務の契約の締結日など耐震診断業務の開始日が明確に確認できる日としてください。

ロ 耐震診断の方法の名称

次のうち該当する耐震診断の方法及び実施した耐震診断の次数を記載してください。

1 基本方針※別添第1ただし書きに規定する方法(平成26年2月10日認定書の下表の該当する耐震診断の方法を記載)・何年版で診断をおこなったかも記載してください。

2 基本方針別添第1第1号の規定により同第1に規定する木造の建築物等について行う耐震診断

3 基本方針別添第1第2号の規定により同第1に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断

(※基本方針：平成18年国土交通省告示184号)

表

	耐震診断の方法	対応する指針の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	指針第1第二号
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	指針第1第一号
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	指針第1第二号
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	指針第1第二号
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	指針第1第二号
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	指針第1第二号
(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	指針第1第二号
(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1第一号
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1第二号

ハ 実地調査の概要

次の項目を記載してください。

・構造耐力上主要な部分の配置：ラーメン構造、壁式構造等架構形式をXY方向別に記載。耐力壁の偏りや大きな吹き抜け等構造耐力上主要な部分の配置についての特筆すべき事項を記載する。

・形状 平面及び立面上の建物形状の特徴を記載する。

・寸法 桁行全長×梁間全長及び桁行スパン数×梁間スパン数を記載

・接合の緊結の度 鉄骨造及び木造の接合の方法を記載する。

・腐食、腐朽または摩損の度 部材の腐食、腐朽、摩損の状況を記載する。

・材料強度等 鉄筋コンクリート部分は設計基準強度及び診断時の採用強度を記載する。鉄筋、鉄骨の場合は、材質と降伏点強度を記載する。

・当該建築物の敷地の状況 高さが2mを超える擁壁がある場合は擁壁の状況、がけ崩れ等の被害をうけるおそれがある敷地であるか、また液状化のおそれのある敷地であるかを記載する。

・上記の内容が耐震診断の評価書等でまとめられている場合、その旨の記載でもかまいません。必ず漏れがないか確認してください。特に敷地の状況は評価書には記載されていない場合があります。

二 耐震診断の結果

- ・耐震診断の結果を表す指標は、XY方向別に、最も指標の悪かった階の指標の数値を記載してください。
- ・平成26年2月10日国住指第3844号において示されている耐震診断の結果を表す指標及びその指標が示す区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を記載する。
- ・耐震診断結果に対する考察を記載する。
- ・耐震改修後であれば、耐震改修計画の指標値及びその区分を記載してください。

別表1

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		Ⅰ (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	Ⅱ (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	Ⅲ (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(1)	指針第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_w < 0.7$	$0.7 \leq I_w < 1.0$	$I_w \leq 1.0$
(2)	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

別表2

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		Ⅰ (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	Ⅱ (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	Ⅲ (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TV} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TV} \cdot S_D$

(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{ru} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{ru} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{ru} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{ru} \cdot S_D$
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $G_L < 1.0$ $1.0 \leq G_L$
(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」		上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」		$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
(10-1)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
(10-2)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量	
(10-3)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁長 $<$ 必要壁長/2	必要壁長/2 \leq 換算壁長 $<$ 必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長	
(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		—	—	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{ru} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{ru} \cdot S_D$
(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」		—	—	要件を全て満たす
(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

・第1次診断で耐震性があると判定される場合、第1次診断の結果で報告することができます。第1次診断で耐震性がない場合、第2次診断以上の診断を行ってその結果を報告する必要があります。